**防 火 安 全 誓 約 書**

防火安全指針

１　露店・屋台等の設営について （テント・消火器具・電源等）

■避難通路や防火水槽・消火栓等消防水利の妨げになる場所には、設営しない。

■強風等で屋台・テントが倒壊・飛散しないように固定をする。

■消火器など必要な消火器具の準備をする。

■電源は送電電気を使用する。（送電電気が使用できない場合で、止むを得ず携帯発電機を使用する場合は、３を遵守する。）

２　ＬＰガスの使用について （ボンベ・火気使用器具等）

■ボンベは、火気から離れた直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置する。

■ボンベは、安定した場所に転倒しないよう設置するとともに必要に応じ観客等と区画する。

■コンロの周囲は可燃物から１５ｃｍ以上、上方１ｍ以上の距離を保つ。

■火気使用器具の周囲は常に整理及び清掃に努める。

■ゴムホースは適正な長さで、ひび割れ等の劣化のない専用のものを使用する。

■火気使用器具とホースの接続は確実に行い、ホースバンドで固定する。

■１本のボンベから２本以上の機器に分岐してガスを供給しない。（それぞれに開閉栓を設けた場合を除く）

３　ガソリン等の貯蔵･取扱いについて（送電電気が使用出来ない場合に限る）

※ガソリン等の貯蔵、取扱いを行う場合は、事前に消防署へ相談する。

（１）保管・取扱いの一般的な注意事項

■ガソリン等の保管又は取扱い場所では、みだりに火気を使用しない(ライター･たばこ･たき火)

■容器は消防法令に適合した金属製容器を使用し、キャップを確実に締める。

■容器は、火気や高温部から離れた、直射日光の当たらない通気性の良い床面で保管する。

■ガソリン等を保管又は取扱う場合は、観客等から十分に安全な距離を取る。

■開口前の圧力調整弁（圧抜き）の操作等は、容器の取扱説明書等に従い適正に行う。

（２）発電機の使用

■ガソリン等を燃料とする発電機を止むを得ず使用する場合は、安全な場所に設置し管理するとともに、必要に応じロープ等により観客等と区画する。

■発電機の運転中の燃料補給は絶対に行わない。

■イベント開催中は会場内での給油は絶対に行わない。

上記「防火安全指針」に記載の内容を遵守します。

令和５年　　　月　　　日

企 業 名

代表者名